

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月13日 17時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港第2区 今治港蔵敷防波堤灯台から真方位216°240m付近 (概位 北緯34°03.8′ 東経133°01.1′)
事故の概要	油タンカー三康丸は、岸壁に係留中、また、貨物船誠光丸は、入航中、両船が衝突した。 三康丸は、右舷側中央部外板に凹損を生じ、また、誠光丸は、バルバスバウの右舷側に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月8日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 三康丸、498トン 141148、三都海運有限会社 B 貨物船 誠光丸、287トン 142361、日栄運輸有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷側中央部外板に凹損 B バルバスバウ右舷側に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南流約3ノット (kn)
事故の経過	A船は、今治港蔵敷岸壁第1号に出船左舷着けで係留中であつた。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、関門港から今治港蔵敷岸壁第4号へ向け出港した。 B船は、船長Bが船橋で操船に当たり、船首配置に一等航海士と二等航海士を、船尾配置に機関長をそれぞれつけ、今治港蔵敷防波堤灯台（以下「本件防波堤灯台」という。）を左舷側に見て約3～4knの対地速力で通過するとき、潮流によって本件防波堤灯台付近に設置されたいけずに接近したので、右転した。 B船は、係留中のA船に向かう態勢になつたので、船長Bが、左舵一杯、バウスラストを左一杯にし、その後、機関を全速力後進として行きあしを止めようとしたが、A船と衝突した。
分析	B船は、入航中、A船に向かう態勢になつたとき、船長Bが、機関

	<p>を後進にかける操作が遅れたことから、前進行きあしが止まらず、A船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船が、A船に向かう態勢になったのは、本件防波堤灯台付近に設置されたいけすを避けるために右転したことによるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、入航中、A船に向かう態勢になったとき、船長Bが、機関を後進にかける操作が遅れたため、A船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>